

# 現代のヘイトスピーチをとらえた法規制の考察

小畑優衣（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：ヘイトスピーチ、表現の自由、不快原理

## はじめに

国際的な人権意識の高まりを受け、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行された。同法は理念法であり、具体的な罰則規定を設けてはいない。同法が理念法に留まるのは表現の自由を守るためである。表現の自由は基本的自由であり、民主主義の根幹に関わるものであるため、国はそれに介入することには非常に慎重になっている。そのため、一般にはヘイトスピーチだと思われるような差別的言論だとしても、規制できないという問題が起こっている。被害者救済やヘイトクライム防止のため、ヘイトスピーチとは何かを考え、自由を侵害しない規制の在り方を探っていく必要がある。本稿では、罰則規定が存在する、そして被害者が受ける精神的苦痛にも焦点を当てるという二点を満たした規制の可能性について考察していく。

## 第1章 ヘイトスピーチはなぜ不正なのか

### 第1節 二つのヘイトスピーチ

本稿ではヘイトスピーチが与える害悪の性質から、ヘイトスピーチを「直接危害型ヘイトスピーチ」と「間接危害型ヘイトスピーチ」の二つに分ける。直接危害型ヘイトスピーチとは、対象となる者に直接の危害をもたらすものであり、暴力を伴う場合、精神疾患や身体的な症状を引き起こす場合がこれにあたる。間接危害型ヘイトスピーチとは、直接の危害を与えないが、社会に悪影響を与えることにより、最終的に個人に危害をもたらすようなヘイトスピーチである。暴力や排除の煽動、差別思想の流布等がこれにあたる。

ヘイトスピーチ解消法におけるヘイトスピーチは、間接危害型ヘイトスピーチを示している。同法では、「差別意識を助長し又は誘発する目的で公然と……危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑する」等の「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」とされている。排除の煽動がヘイトスピーチの重要な要素とされており、差別の助長や「公然と」という要素からも社会への影響に焦点を当てていることが感じられる。法務省のホームページや判例でも、排除の煽動や加害者側の目的に注目する記述が存在する。

## 第2節 危害原理とヘイトスピーチ

自由の制限を議論する際にしばしば用いられる、ジョン・スチュワート・ミルの危害原理では、個人の生命・身体・財産に対する危害を防止するために自由を制限することは正当であるとされる。そのため直接危害型ヘイトスピーチの明らかなものは危害原理の対象となり、規制が正当化される。他方、間接危害型ヘイトスピーチに関してミルは、「暴力の煽動」に該当する場合には制限することを認めていた。しかし、個人への直接危害や暴力の煽動を含まずとも、被害者は恐怖や苦悩等の不快感情を覚えることがあるだろう。このような不快を根拠に自由を制限することはできるのだろうか。

## 第3節 不快原理とヘイトスピーチ

ファインバーグは「不快原理」を提唱し、不快な状態を引き起こす行為のうち、「不快の深刻度」が「行為者の合理性」を上回るものに関しては法的に禁止されるべきと述べた。不快の深刻度は、①不快の程度基準、②合理的回避可能性基準、③同意基準によって測られ、行為者の合理性は、(a)一般的な社会的価値、(b)代替手段の利用可能性、(c)動機の三点から考慮される。この不快原理と危害原理を足し合わせたものを、自由を制限する根拠とすべきだと彼は考えた。

国のヘイトスピーチの定義には、不快原理と近い基準が設けられているように見える。ヘイトスピーチ解消法の定義は、不快の程度が高く、合理的回避可能性が低く、かつ差別を助長するという動機に基づく、社会的価値が低い言論と捉えることができる。つまり、ヘイトスピーチ解消法が定義する言論は、不快原理の基準を満たしており、ファインバーグの枠組みに基づけば、理念法よりも一歩踏み込み、法的な禁止が可能だということである。（この点に関しては後にあらためて扱う。）

## 第2章 ヘイトスピーチから守られなければならないのは誰か

### 第1節 日本の規制は誰を保護するのか

ヘイトスピーチ解消法の保護対象は、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの」（第2条）、つまり「本邦外出身者とその子孫」である。各地方自治体が定める条例では保護対象をより広く定義するものもあるが、それらを含め、日本の法的なへ

本要旨は、『2023年度 静岡大学人文社会科学部 卒業論文要旨集』第20号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。

イトスピーチの概念はいわゆる人種差別に基づく言論を示している。

## 第2節 国際人権法におけるヘイトスピーチ

国際社会においてヘイトスピーチが注目され始めたのは、第二次世界大戦後である。その悲劇を経て、人種差別やファシズムと戦うために規制が為されるようになった。1965年に人種差別撤廃条約が採択されると、その翌年には対象を人種差別から大きく広げた国際人権規約が採択された。国際人権B規約は締結国に対し、すべての個人が「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等」によって差別されないこと、また差別、敵意、及び暴力の扇動となる国民的、人種的、及び宗教的憎悪の唱導を法律で禁止することを求めている。国際人権法では、様々な属性に基づく差別への包括的な対策のひとつとして、ヘイトスピーチ規制が求められているのである。保護範囲をむやみに拡大すると、表現の自由との衝突が起こる上に、全ての属性についてヘイトスピーチを定義することは実際には不可能ともいえる。しかし近年は性的マイノリティや障がい者への差別も問題となっている。これらが重大なヘイトクライムにつながる可能性を軽視せず、差別事由を広く想定するべきである。

## 第3章 ヘイトスピーチと戦う手段

### 第1節 条例での対応

ヘイトスピーチ解消法が理念法である現在、ヘイトスピーチに対処するには、刑法、民法といった既存の法律や自治体が独自に制定した条例を用いる必要がある。例えば、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例は、ヘイトスピーチに対して禁止規定を設けた刑事罰を科しようとするなど、踏み込んだ規制を行っている。本条例では、川崎市と一定の関わりがあると認められたインターネット上のヘイトスピーチについても、一定の条件や表現内容に当てはまるものを禁止している。表現が措置及び公表の対象となるかは、川崎市差別防止対策等審査会が表現の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮し、被害者と加害者双方の意見を参考にしつつ判断する。これは不快原理で行う比較衡量と近い考慮である。この判断を経て実際に削除等にいたるものはまだ少ないという。また条例には地理的な条件が課されているため、被害者からは国レベルでの規制が求められている。

### 第2節 既存法での対応

既存の法律を用いることでヘイトスピーチに対応できるという議論も存在する。表現内容規制に関しては、脅迫、名誉棄損、侮辱は刑法、民法において規制されており、これにあたるヘイトスピーチに損害賠償や刑事別が認められた判例も存在する。しかしヘイトスピーチは不特定多数を対象とするものも多く、これらに対して、特定の個人や団体のみを対象とする名誉棄損罪、侮辱罪を適用することはできない。脅迫罪、威力業務妨害罪などにあたる場合もあるが、表現内容や

様態がより限定されてしまう。また、既存の法律がヘイトスピーチそのものを直接違法化し、取り締まるものではないということはヘイトスピーチ解消法と同様の問題である。

### 第3節 解消法と規制反対論

規制に反対する論者は表現内容規制の弊害を重視し、ヘイトスピーチを表現の自由の保護下に置くべきだと主張する。特に、間接危害を法益侵害に設定することを批判する意見は多く存在し、規制積極論の立場からも間接危害を根拠に規制を行うことは困難だと語られる。直接危害はその害悪が明確だが、間接危害はその被害が広汎かつ不明確であることが問題となるのである。しかし前述のように条例では間接危害型ヘイトスピーチ、特に排除の煽動を禁止し措置をとることができている。国でも同様の取り組みを行うことで、間接危害型ヘイトスピーチの法的規制が可能なのではないか。

### 第4節 ヘイトスピーチを禁止することは可能か

人々に不快をもたらすが直接の危害を招くとは言い切れない排除、憎悪の煽動や差別の助長、そして不特定多数を対象とするヘイトスピーチを一律に禁止することには問題がある。しかし、被害者の不快がきわめて大きいものまで放置することには問題がある。この課題に対して適切にアプローチしていると考えられるのが、川崎市による個別の審査の枠組みである。国でも審査会を設け、不快の程度が行為者の合理性を超えているかどうか個別に・慎重に審査を行い、表現の自由と規制との適切なバランスを図ることで、不快原理に基づいたヘイトスピーチ規制ができるのではないだろうか。

### おわりに

個人に直接危害を与えないヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ解消法によっても、既存法によっても規制が困難である。しかし国としても審査会を設け、被害者側と加害者側の双方から意見を聞きとり、さらに表現の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮し判断する枠組みを築くことで、不快原理に基づいたヘイトスピーチ規制が可能であるとかんがえられる。差別のない世の中を目指すために適切な法規制は欠かせない。まずは表現の自由の侵害に十分に気を付けつつ、個別にヘイトスピーチを検討し、判断する経験を積み重ねていくことが、その目標達成につながるのである。

### 主な参考文献

- ・ 前田朗、『ヘイト・スピーチ法研究序説 差別煽動犯罪の刑法学』、三一書房、2015。
- ・ 梶原健佑、「ヘイトスピーチ・害悪・不快原理」、『自由の法理：阪本昌成先生古稀記念論文集』、成文堂、2015、735-762頁
- ・ J・ファインバーグ、『倫理学と法学の架橋；フラインバーグ論文選』（嶋津格、飯田亘之編集・監訳）、東信堂、2018。
- ・ 松井茂樹、『表現の自由を守る価値はあるか』、有斐閣、2020。

本要旨は、『2023年度 静岡大学人文社会科学部 卒業論文要旨集』第20号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。